

請書作成に関する注意事項（重要）

1 申請の範囲

一つの申請書として取り扱える範囲は、同一所有者で1枚の土地境界図（A1サイズ、原則縮尺1/250）に収まる範囲とします。

（例）Aが所有する土地と、A・Bが共有する土地の境界確定申請書は別個に提出して下さい。

※土地所有の関係が複雑な場合は事前にご相談をお願いします。

2 記入事項

(1)土地調書

土地調書は、境界確定の協議をするために重要な資料ですから、なるべく広範囲に調査し、資料のあるものは提出して下さい。

(2)土地所有者調書・立会同意書

土地所有者調書・立会同意書は、**①申請地(箇所)②申請地の隣接地③市有地をはさんだ、申請地の対側地**について登記簿等を調査し作成して下さい。**※②及び③は申請地から見て、いわゆる「向こう三軒両隣」が対象となります。**

なお、境界確定の協議をするためには、隣接土地所有者等（土地所有者が死亡している場合は、相続される方）全員の立会が必要なので、その目的を説明し、申請書の提出の際には、立会の同意を得た上で、調書の同意欄に記入しておいて下さい。

申請地前面道路の幅員が4m以下である場合、また前面道路に境界未確定の里道・廃道敷・水路等が含まれる場合は、隣接地及び対側地の立会同意が必要です。必ず申請前に立会同意を得て下さい。また、幅員が4m超であっても、現況幅員等の条件により隣接地及び対側地の立会同意を要する場合があります。市担当者との調整を経て、最終的に立会を必要とする方全員の立会同意を得て下さい。

3 提出書類

(1)印鑑証明書(原本)

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付して下さい。

(2)資格証明書(原本)[法人の場合]

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付して下さい。

(3)相続関係説明図等(相続の場合)

相続関係が発生する場合は事前相談をお願い致します。

① 相続人が特定されている場合

遺産分割協議書・戸籍謄本・住民票（本籍地記載のもの）等の写しを添付して下さい。申請者は特定される相続人全員です。

② 法定相続人による申請の場合

相続関係説明図（作成年月日、作成者氏名を記入、作成者印を押印）と戸籍謄本（除籍・改製原戸籍）及び本籍地記載の住民票（除票も含む）等の写し（被相続人と相続人全員の関係が分かるもの）を添付して下さい。ただし、登記官による認証文付き法定相続情報一覧図（相続人の住所の記載があるものに限る）の提出により、相続関係説明図等の提出に代えることが出来ます。申請者は**法定相続人全員**になります。

(4)全部事項証明書(土地)(原本)

全部事項証明書（土地）は、発行日から**3ヶ月以内**のものを申請書に添付して下さい。全部事項証明書記載の住所と現住所が異なるときは、住所移転の経緯がわかる公的証明書を申請書に添付して下さい。**住所が繋がらない場合はご相談下さい。**

また、申請者の権利関係が複雑な場合は、申請者として当事者能力を有することを確認できる書面を持参して下さい。

例：親権・後見人の身分を証する書面、差押物件に対する債権者の同意書
破産管財人資格証明書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等

なお、インターネットを経由して取得した全部事項証明書を用いての申請はできません。

(5) 地図(公図)写し

法務局(登記所)備付の地図(以下「公図」という。)を謄写し申請書に添付して下さい。公図は境界確定に必要な資料なので、正確かつ広範囲に謄写し、申請地及び申請地の隣接土地所有者名(向こう三軒両隣)、所在、縮尺、方位、調査年月日及び調査者氏名を記入し押印して下さい。

原本・原本の複写によらず、調査年月日・調査者の記名・押印をお願いします。

なお、申請箇所は赤色で、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その確定箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入して下さい。

(6) 現況実測平面図

現況実測平面図は、形状が明確に把握できるよう申請地及び周辺に道路・水路・境界標識(石標等)・塀及び家屋等の地形、地物を明記した正確な実測図(縮尺1/250を標準とし、方位及び地番を記入する。)とします。近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点を図示し、**所在、縮尺、方位、実測年月日及び作成者の氏名を記入し押印して下さい。**

(7) 現地案内図

現地案内図は、最寄りの主要道路から現地へ至る道順及び主な目標物を記載して下さい。(縮尺1/1500程度が目安です)。現地は赤マルで囲んで下さい。

(8) その他参考資料

必要に応じて旧公図、旧土地台帳の写し、閉鎖登記簿、地積測量図等を添付して下さい。

※ いずれの提出書類も原本の還付が可能です。ご希望の方は、原本とそのコピーを持参して下さい。

原本は確認後お返し致します。

※ 3ヶ月以内の例：令和元年5月1日発行の証明書は、令和元年7月31日までの申請に有効です

※ 住民票(除票を含む)はマイナンバーの記載が無いものを提出して下さい。

※ 復興土地区画整理事業地区(1・2・5地区)に市有地境界確定を申請される方へ

財産課所有の準拠点図に確定の基準(準拠点)が記載されています。申請にあたり事前に準拠点図を取得の上、その座標値に基づいて現地測量を行って下さい。

◎ 申請書の受付・審査後は、当課より担当職員名をご連絡しますので、今後の手続き等の打合せを進めて下さい。次の事項に該当する場合は、原則として協議が成立しなかったものとして、申請書は返却します

(1) 申請受理後、3ヶ月を経過しても現地立会いが終わらない場合

(2) 立会終了後、3ヶ月を経過しても土地境界図の提出がない場合

(3) 申請受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合(土地の所有権が移転した場合等)

◎ 境界の立会いが終了し、協議が整った場合は、土地境界図作成方法に基づき土地境界図を作成し、以下のとおり提出して下さい。

土地境界図(原図) ※折りたたまないで下さい 1通

土地境界図(原図の複写図) (合意した人数+1)通

地図(公図)写し(所有者名なし、申請地を赤色で表示したもの) 1通

案内図(申請地を赤色で表示したもの) 1通